



諮問 第 1 号

平成 31 年 4 月 18 日

国分寺市国民健康保険事業の  
運営に関する協議会

会長 内 藤 孝 雄 様

国分寺市長 井 澤 邦 夫



国民健康保険の運営について（諮問）

国民健康保険事業の運営について、国分寺市国民健康保険条例（昭和 34 年条例第 2 号）第 2 条及び国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会規則（昭和 34 年規則第 2 号）第 2 条の規定に基づき、下記事項について審議いただきたく、諮問いたします。

記

1. 国民健康保険税の課税限度額について
2. 国民健康保険税の応益割に係る旧被扶養者減免の減免期間の見直しについて

## 諮問内容の説明

### 1. 国民健康保険税の課税限度額について

平成31年度の本市の国民健康保険税の課税限度額は、医療分580,000円、後期高齢者支援金分190,000円、介護保険分160,000円となっている。

地方税法施行令改正により、課税限度額は、医療分が610,000円（地方税法施行令第56条の88の2）に変更されており、平成32年度からの本市国民健康保険税改定への意見を求める。

### 2. 国民健康保険税の応益割に係る旧被扶養者減免の減免期間の見直しについて

75歳に到達する社会保険の被保険者が、後期高齢者医療制度に移行することにより、その被扶養者が社会保険の被扶養者から外され国民健康保険の被保険者となった場合、国民健康保険税の軽減措置（以下、「旧被扶養者減免」という。）を実施している。

同様の措置を行っている後期高齢者医療制度において、平成31年度以降、応益割の軽減措置を資格取得日の属する月以後2年を経過するまでの間に限り実施することとされたことにあわせて、本市国民健康保険税においても、平成32年度から同様の見直しを行うことへの意見を求める。